

全国道路標識・標示業政治連盟 規約

(名 称)

第1条 本会は、全国道路標識・標示業政治連盟と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、一般社団法人全国道路標識・標示業協会（以下、全標協という）
会員相互の全国的連絡協調の下に、全標協の目的を達成するために必要
な諸問題の研究及び政治的諸活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路標識、路面標示及び交通安全施設事業の発展を図るための調査研究並びに政治的活動。
- (2) 前号に関する資料の整備及び図書その他の出版物の刊行並びに資金の確保と運用。
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(会 員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

本会の目的の趣旨に賛同する全標協会員（正・支部、賛助）で、その事業所の代表者個人及び管理職以上の役職員並びに全標協に関与する役職員。

2. 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより任意に退会することができる。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	3 名以内（内 2 名は会計責任者及び職務代行者を兼務）
幹事長	1 名
幹 事	2 0 名以内（地区代表者を含む）
監 事	2 名

(役員を選任及び任期)

第7条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2. 役員の任期は、全標協の任期とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、以下のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、あらかじめ定める順位に従い、その職務を代行する。
- (3) 幹事長は、正副会長を補佐し、会務を統括する。
- (4) 会計責任者は、政治資金規正法に基づく会計業務を行う。
- (5) 会計職務代行者は、会計責任者を補佐し、会計責任者に事故あるときはその職務を代行する。
- (6) 監事は、本会の会務及び会計を監査する。監事は、総会、幹事会にて意見を述べることができる。

(会 議)

第9条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 三役会（正副会長及び幹事長）
- (3) 幹事会（全体会議）

2. 上記各会議は、定数の1/2以上の出席(委任を含む)をもって成立する。

(経 費)

第10条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2. 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

(会 費)

第11条 本会の会費は、1名10,000円／年とする。

(顧問及び相談役)

第12条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、幹事会の決議を経て会長が委嘱する。
3. 任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

(その他)

第13条 この規約に定めていない事項は、総会または幹事会で決定する。

(附 則)

1. 本規約は、平成28年5月17日より施行する。
2. 本会の設立当初の役員の任期は、第1回通常総会終了時までとする。